

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第19号

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年亀山市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第1章の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定等（第2条の2—第2条の6）	第1章の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定等（第2条の2—第2条の6）
第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第3条—第11条）	第2章 <u>建築物の建築に関する届出等（第3条）</u>
	第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第4条—第12条）
	第4章 <u>建築物エネルギー消費性能に</u>

(建築物エネルギー消費性能確保計画
に添付する図書)

第2条の2 [項を削る。]

省令第3条第1項の表の(い)項に掲げる付近見取図は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

[項を削る。]

(軽微な変更該当証明の交付申請)

第2条の3 省令第13条の規定により軽微な変更²に該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ省令第3条第1項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による軽微変更該当証明の申請を受けた場合において、省令第5条に規定する軽微な変更²に該

係る認定等(第13条—第17条)

(市長が定める図書)

第2条の2 省令第1条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第1の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第1条第1項の表の(い)項に掲げる付近見取図は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

3 省令第1条第3項の市長が不要と認める図書は、別表第1の2の表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(軽微な変更該当証明の交付申請)

第2条の3 省令第11条の規定により軽微な変更²に該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ省令第1条第1項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による軽微変更該当証明の申請を受けた場合において、省令第3条に規定する軽微な変更²に該

当していると認める場合は、軽微変更該当証明書（様式第1号の2）を交付するものとする。

（取下げ）

第2条の4 法第11条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出若しくは省令第13条の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める申請を行った者が、当該提出又は申請に係る処分があるまでの間に当該提出又は申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第1号の3）により、正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない

（記載事項等の変更）

第2条の5 建築主は、省令第6条第1項第1号の規定による適合判定通知書又は第2条の3第2項の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは記載事項変更届（様式第1号の4）により市長に届け出なければならない。

第2条の6 前3条の規定は、市長が法第14条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消

当していると認める場合は、軽微変更該当証明書（様式第1号の2）を交付するものとする。

（取下げ）

第2条の4 法第12条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出若しくは省令第11条の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める申請を行った者が、当該提出又は申請に係る処分があるまでの間に当該提出又は申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第1号の3）により、正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

（記載事項等の変更）

第2条の5 建築主は、省令第4条第1項第1号の規定による適合判定通知書又は第2条の3第2項の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは記載事項変更届（様式第1号の4）により市長に届け出なければならない。

第2条の6 前3条の規定は、市長が法第15条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消

費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない。

[章を削る。]

第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(市長が別に定める機関による審査)

第3条 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

(市長が定める図書)

第4条 省令第20条第1項又は第23条第2項第1号の市長が必要と認める図書は、別表第1の表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない

第2章 建築物の建築に関する届出等

(届出書に添付する図書)

第3条 省令第12条第1項の表の(い)

項又は省令第13条の2第3項の表に掲げる付近見取図は、都市計画法第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(市長が別に定める機関による審査)

第4条 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

(市長が定める図書)

第5条 省令第23条第1項又は第24条の3第2項第1号の市長が必要と認める図書は、別表第1の3の表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第20条第1項に規定する付近見取図は、都市計画法第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

3 省令第20条第3項の市長が不要と認める図書は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(完了報告)

第5条 [略]

(工事を取りやめる旨の申出)

第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、工事を取りやめる旨の申出書(様式第3号)の正本及び副本各1通に省令第24条第2項の通知書(法第31条第1項の認定を受けた場合にあつては、当該通知書及び省令第27条において準用する省令第24条第2項の通知書)を添えて、市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届(様式第4号)の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

2 省令第23条第1項に規定する付近見取図は、都市計画法第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

3 省令第23条第3項の市長が不要と認める図書は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(完了報告)

第6条 [略]

(工事を取りやめる旨の申出)

第7条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、工事を取りやめる旨の申出書(様式第3号)の正本及び副本各1通に省令第25条第2項の通知書(法第36条第1項の認定を受けた場合にあつては、当該通知書及び省令第28条において準用する省令第25条第2項の通知書)を添えて、市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 法第34条第1項又は法第36条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届(様式第4号)の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第8条 認定建築主は、省令第25条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第5号）の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請に係る計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第10条 市長は、法第33条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（様式第7号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、法第34条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すときは、認定取消し通知書（様式第8号）により認定建築主に通知するものとする。

[章を削る。]

(軽微な変更)

第9条 認定建築主は、省令第26条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第5号）の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第10条 市長は、法第34条第1項又は法第36条第1項の規定による認定の申請に係る計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第11条 市長は、法第38条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（様式第7号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第12条 市長は、法第39条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すときは、認定取消し通知書（様式第8号）により認定建築主に通知するものとする。

第4章 建築物エネルギー消費性能に係る認定等

(市長が別に定める機関による審査)

第13条 法第41条第1項の規定によ

る認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

(市長が定める図書)

第14条 省令第30条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第3の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする

2 省令第30条第1項に規定する付近見取図は、都市計画法第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

3 省令第30条第3項の市長が不要と認める図書は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(申請の取下げ)

第15条 法第41条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届(様式第4号)の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第16条 市長は、法第41条第1項の

	<p><u>規定による認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>（認定の取消し）</u></p> <p><u>第17条 市長は、法第42条の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式第8号）により基準適合認定建築物の所有者に通知するものとする。</u></p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

別表第1及び別表第1の2を削る。

別表第1の3中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に、「第4条」を「第3条」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「本文の」を「に規定する」に、「審査を要する」を「確認審査を要する」に、「同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうか」を「同項各号に掲げる確認審査」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表を別表第1とする。

別表第2中「（第5条、第14条関係）」を「（第4条関係）」に改める。

別表第3を削る。

様式第1号中「第11条」を「第13条」に、「第3条」を「第5条」に改める。

様式第1号の2中「第3条」を「第5条」に改める。

様式第1号の3中「第12条」を「第11条」に改める。

様式第1号の5及び様式第2号中「（第6条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

様式第3号中「（第7条関係）」を「（第6条関係）」に改める。

様式第4号中「（第8条、第15条関係）」を「（第8条関係）」に、

「
第34条第1項
第36条第1項
第41条第1項

「
第29条第1項
第31条第1項

を に改める。

」

様式第5号中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に、「第26条」を「第25条」に改める。

様式第6号中「(第10条、第16条関係)」を「(第9条関係)」に、

「第35条第1項
第36条第1項
第41条第2項」を「第29条第1項
第31条第1項」に改める。

様式第7号中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に、「第38条」を「第33条」に改める。

様式第8号中「(第12条、第17条関係)」を「(第11条関係)」に、

「第39条
第42条」を「第34条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。